

## 参 加 者 心 得

第1条 企画競争参加者（以下「参加者」という。）は、指定された仕様、現地、愛知県財務規則等を熟知のうえ参加すること。その内容について疑義がある場合、関係職員の説明を求めることができる。

2 企画提案書、見積書、積算表及び添付資料（以下「企画書等」という。）は、指定の場所・日時までに提出すること。なお、提出書類については、指定の様式に従って作成すること。

3 参加者は、提出した企画書等の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

4 企画書等の作成に係る費用は、採用又は不採用を問わず参加者の負担とする。

第2条 参加者が連合し、又は不正な行為をなした場合、あるいは天災地変その他やむを得ない場合で実施を公正に執行することができないと認められる場合は、当該参加者を企画競争に参加させず、あるいは契約者の決定若しくは企画競争の実施を延期し、又は契約者の決定若しくは企画競争の実施を取り止めることができる。

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実のあった後2年間、愛知県の行う競争入札に参加させないことがある。また、その者を、代理人、支配人、その他使用人、又は参加代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行にあたり、故意に委託された業務に関して不正の行為があった者

(2) 企画競争に際し、その公正な執行を妨げた者若しくは不正の利益を得ることを目的として連合した者

(3) 契約者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 契約の履行のための監督又は検査に際し、関係職員の執行を妨げた者

(5) 正当な理由なくして契約を締結しなかった者若しくは契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

第4条 次の各号のいずれかに該当する企画は無効とする。

(1) 応募資格を満たさない者の企画

(2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない企画

(3) 提出に際し連合等による不正行為があった企画

(4) 同一事項の企画に対し二つ以上の意思表示をした企画

(5) 提出された企画書等に記名がない等提出書類に不備がある企画

(6) 企画書等の記載事項が確認できない企画書等による企画

(7) 見積書の首標金額の表示を改ざんし、又は訂正した企画

(8) その他、企画に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した企画

第5条 受託者の決定方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 予算の範囲内で実施が可能と思われる企画で、別に設置する選考会で、選考委員が審査基準に基づき採点し、最多得点の企画を採用する。

(2) 前号において、同点の企画が二点以上ある場合は、委員長が選考する。

第6条 企画競争に参加する者がいないときは、再度の企画競争又は入札を行うことがある。

第7条 受託者に決定された者は、委託者から変更を求められた場合において、大幅な変更でない限り応じなければならないものとする。